

後見センターまるかめ

成年後見制度・福祉サービス利用援助事業について
お気軽にご相談ください！

住みなれた
地域で安心して
暮らせるよう
お手伝いします



社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
<http://www.marugame-shakyo.or.jp/>

後見センターまるがめでは こんな業務を行っています。

後見センターまるがめでは、高齢者や障がいの方々の判断能力や生活状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）等を利用し、地域で安心して暮らしていくよう、さまざまなお手伝いをします。



1 成年後見制度に関する 広報及び啓発

成年後見制度に関する情報発信・講演会の開催など、制度活用等に関する幅広い広報及び啓発を行います。

2 成年後見制度等権利擁護に 関する相談及び利用支援

成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業に関する相談を実施するとともに、制度等の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、手続き方法の説明や申立・契約等に関するお手伝い等を行います。

3 市民後見人候補者の登録、受任調整 及び市民後見人への活動支援

登録者のフォローアップ研修を継続的に実施したり、丸亀市や家庭裁判所から依頼があった場合に、登録している市民後見人候補者を推薦します。また、市民後見人の後見活動のサポートを行います。

4 法人後見及び 法人後見監督活動

丸亀市・家庭裁判所等から依頼があった場合は、法人後見及び法人後見監督活動を行います。

5 福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

福祉サービス利用援助事業と成年後見制度を連続した権利擁護事業として、利用者の生活支援を行います。

6 成年後見制度に関わる 関係機関等との連携

成年後見制度、権利擁護または地域福祉に関わる関係機関等と連携します。

後見センターまるがめ

相談

流れ

行政・親族
による申立て

本人・親族・民生委員・行政・
医療機関(施設)・介護等関係機関

家庭裁判所
からの審判

相談

後見センターまるがめ
初期相談(電話・来所・訪問等)

法人後見・法人
後見監督受任

関係機関の
紹介・引継ぎ

成年後見制度等の
利用を考えている

将来に備えて準備
したいと考えている



成年後見利用支援

手続きの説明や申立て・契約等に関するアドバイス等。

福祉サービス利用援助事業
(日常生活自立支援事業)

専門員、生活支援員による日常生活の金銭管理のサポート。福祉サービス利用のお手伝い。

任意後見制度

任意後見制度の相談及び説明。
専門家、公証役場等の紹介。

成年後見制度に関する広報及び啓発

「成年後見制度」「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」について、後見センター職員がお伺いし、説明及び出前講座を実施。

成年後見制度に関する無料相談

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(月～金)土・日・祝祭日・年末年始はお休みです

場所：社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会 後見センターまるがめ

予約不要

秘密厳守

※詳細は、後見センターまるがめまでお問い合わせください。

こんな時に



判断能力の 内容

1

- 財産管理 … 不動産の処分、遺産分割、売買
- 身上監護 … 施設入所契約、医療契約、介護



判断能力あり

不十分

- 契約の締結など
- 契約など

本人を保護

同意

保佐人等の同
法律行為を、

補助

成年後見人等が選任され、
本人を法的に支援します。

2

- 福祉サービスの利用などの相談
- 日常的なお金の出し入れ、生活費の管理
- 預金通帳や書類などの預り



- 福祉サービスを使いたいが、利用の仕方がわからない。
- 生活費を計画的に使えない。
- 一人で決めることが不安。
- 公共料金の支払いを忘れてしまう。
- 通帳をなくしてしまう。
- 使うはずもない高額な健康器具など、頼まれるとつい買ってしまう。

本人との契約
による利用

3

- 将来、自分の判断能力が低下したときに備えたい



- 一人暮らしの老後を安心して過ごしたい。
- 高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。

任意後見契約締結

はこの制度を!



著しく不十分

判断能力に欠ける

利用できる
制度

するために、成年後見人等に与えられる法的な権限

権・取消権

意なしに行なった本人の
取消(無効)にする権限

代理権

本人に代わって(代理行為を
して)法律行為を行う権限

保佐

後見

成年後見制度 (法定後見)

認知症・知的障がい・精神
障がいなどによって、判断能
力が十分でない方について、
家庭裁判所に申立てを行い、
本人を援助する者(成年後見
人等)を選任して、法的な権
限を与えます。

本人の判断能力の程度に応
じた援助ができるようとする
制度です。

に訪問します。

相談、手続きのお手伝いをします。
します。
します。

成年後見制度に移行

福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

「生活支援員」が定期的に
訪問し、日常生活の心配ごと
や困りごとの相談を受けながら、
福祉サービスを利用する
手続きや、日常生活費の管理
をお手伝いします。

- 任意後見監督人が選任されることにより、任意後見が開始されます。
- 自分で施設入所の契約ができないときは、任意後見人が代わりに契約します。

任意後見開始

成年後見制度 (任意後見)

将来、判断能力が低下した
ときに備えて、財産の管理や
施設への入所など、身上に關
する事務を本人に代わって行
う人(任意後見人)をあらか
じめ選び、その内容と方法を
決めておく制度です。



成年後見制度（法定後見）

認知症・知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任し、法的な権限を与えて、本人の判断能力の程度に応じた援助ができるようとする制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

※本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

類型	判断能力の程度の例
補助	判断能力が不十分 ほとんどの事は自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人の利益のためには他の人に支援してもらう方がいい。
保佐	判断能力が著しく不十分 日常の買い物も一人でできるが、不動産や自動車の売買、金銭貸借、抵当権の設定など、重要な取引行為の意味が理解できないため、一人でできない。
後見	判断能力を常に欠く状態 日常の買い物も、買うという意味を理解できないため、一人でできない。 日常的な事柄（家族の名前や自分の住所・今居る場所）がわからない。意思疎通ができない。植物状態になっている。

家庭裁判所が、判断能力の程度に応じて「補助人」「保佐人」「成年後見人」を選任します。



成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。

なお、本人の状況に応じて複数の成年後見人等が選任されたり、成年後見人等を監督する補助監督人・保佐監督人・後見監督人が選任される場合もあります。



法定後見で行うこと

生活に関する支援 身上監護

身上監護とは、介護契約や施設入所契約など、本人の身上のお世話に関することです。

●含まれるもの

- ①不動産など、本人の住所確保に関する契約や費用の支払い
- ②退院時の治療や処方せんなどの説明を受ける時の同席
- ③介護サービスや施設に入所する時の契約、入所後の異議申立てなど
- ④年金や社会保険の手続き

●含まれないもの

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護
- ②アパートの賃貸契約の保証人
- ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ④病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意
- ⑤本人の本質的意志が必要な権利
(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)

金銭等に関する支援 財産管理

財産管理とは、本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

- ①預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
- ②印鑑を扱うような契約行為
- ③不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
- ④公共料金や税金などの日常生活での各種支払い
- ⑤遺産相続、各種行政上の手続き

このような場合に本人の同意が必要です。

	開始手續	代理権	同意・取消権
補助	必 要	必 要	必 要
保佐	不 要	必 要	不 要
後見	不 要	不 要	不 要



利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。

本人の他に配偶者や四親等内の親族が申立てることができます。

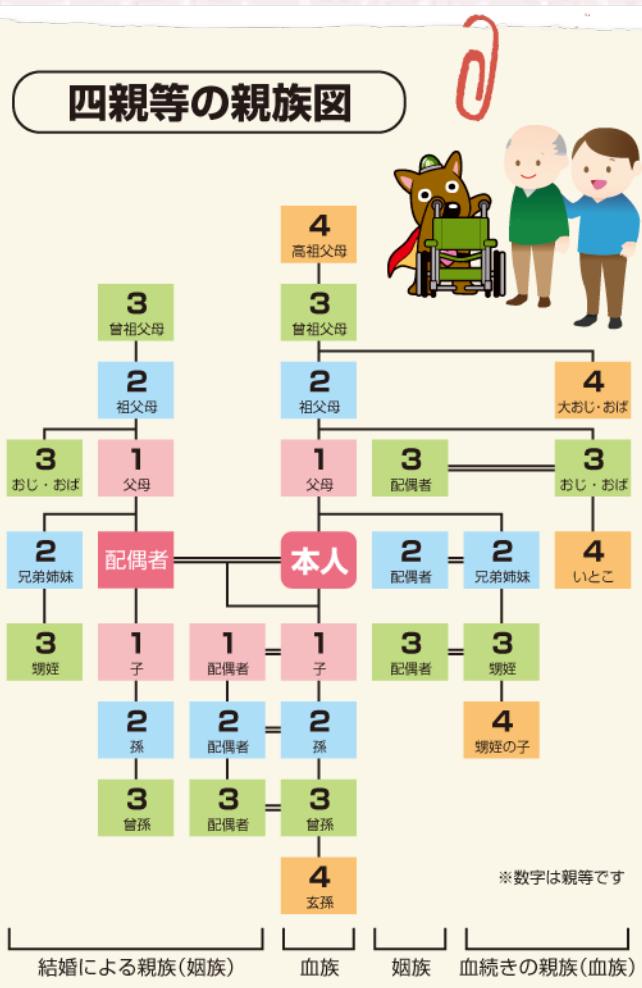
本人に判断能力が無く、四親等内の親族もいない、もしくは関与を否定されている場合で一定の条件を満たせば、市町村長の申立てができます。

家庭裁判所は、提出された申立て書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等を選任します。

報酬について

成年後見人等の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じ、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。報酬は、本人の財産の中から支払われます。

四親等の親族図



申立てに必要な書類と金額

No.	名 称
1	申立書 ●同意行為目録（保佐・補助の場合で、同意権拡張・同意権付与を行う場合のみ） ●代理行為目録（保佐・補助の場合で、代理権付与を行う場合のみ）
2	申立書付票
3	診断書及び診断書付票
4	本人の戸籍謄本（改製原戸籍が必要な場合あり）
5	本人の住民票（または戸籍附票）
6	成年後見人等候補分の住民票（または戸籍附票）
7	本人の登記されていないことの証明書
8	収入印紙800円 但し、保佐・補助の場合は以下のとおり ●保佐開始のみの場合 800円 ●保佐開始+同意権拡張の場合 1,600円 ●保佐開始+代理権付与の場合 1,600円 ●保佐開始+同意権拡張+代理権付与の場合 2,400円 ●補助開始+同意権付与の場合 1,600円 補助開始+代理権付与の場合 1,600円 補助開始+同意権付与+代理権付与の場合 2,400円
9	収入印紙 2,600円（後見登記手数料）
10	郵便切手3,400円（保佐・補助の場合は4,450円） （内訳） ●後見開始の場合 3,400円分 2円×10枚、10円×10枚、50円×5枚、82円×15枚、 100円×3枚、500円×3枚 ●保佐開始・補助開始の場合 4,450円分 2円×10枚、10円×15枚、50円×5枚、82円×15枚、 100円×3枚、500円×5枚
11	本人に関する照会書
12	本人の同意書（本人以外の方が補助開始申立てをする場合）
13	本人の親族の同意書（親族の範囲は本人死亡時の相続人）
14	候補者に関する照会書
15	財産目録
16	収支予定表
17	本人に関する資料（財産目録・収支予定表の状況が分かる資料） ※以下のものは、A4判コピー（不動産登記事項証明書は原本） (1) 不動産についての資料 (不動産登記事項証明書、固定資産税納税通知書など) (2) 預貯金、投資信託、株式などについての資料 (通帳、預かり証、株式の残高報告書など) (3) 生命保険、損害保険などについての資料 (生命保険証書など) (4) 負債についての資料（金銭消費貸借契約書、返済明細書など） (5) 収入についての資料（給与明細書、年金証書など） (6) 支出についての資料（施設利用料、入院費などの領収書）
18	親族関係図

※金額等については、あくまでも目安なので、詳細は家庭裁判所にお問い合わせください。



福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)



福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい…

「生活支援員」が訪問し、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常的な生活費の管理のお手伝いをします。

サービス内容

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- 福祉サービス利用料の支払いなど
(生活支援員が訪問し、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。)
- 苦情解決制度の利用手続きのお手伝い



日常的金銭管理サービス

- 公共料金などの支払いや年金などの受領の確認
- 預貯金から日常生活に必要な生活費の払戻などの手続き
- 日常生活の金銭管理についてのお手伝い
(生活支援員が訪問し、銀行から生活費を払い戻すお手伝いや、生活費の使い方のアドバイスをします。)



書類等預かりサービス

- 日常生活の金銭管理に必要な通帳や印鑑の預かり
- 定期預金通帳や年金証書など大切な書類の預かり
- 金融機関の貸金庫等で預かり



預かれるもの

- 年金証書、預貯金通帳
- 証書(保険証書、不動産権利書、契約書など)
- 実印、銀行印など



預かれないもの

- 不動産、宝石
- 骨とう品、貴金属など

※「書類等預りサービス」のみの利用はできません。

利用できる方

- 判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)で、日常生活を送るうえで必要なサービスを自分だけでは利用することが困難な方が対象です。
 - ・医師による認知症の診断や、療育手帳・精神保健福祉手帳の有無は問いません。
 - ・成年後見制度を利用して、福祉サービス利用援助の契約をすることもできます。
 - ・入院・入所中の方も利用できます。

※契約行為が理解でき、ご本人の利用希望の意思が確認できること

- ・家族や代理の方との契約は結ぶことができません。
(但し、成年後見人等と契約を結ぶことは可能です。)
- ・あくまでもご本人(利用者)の意思が確認できることが前提となります。



サービスのしくみ



1 丸亀市社会福祉協議会へ相談



4 本人の意思確認 支援計画作成

ご本人の意思を確かめながら、サービスの内容を決めていきます。

5 契約締結

契約内容とサービス内容について再度ご本人の意思を確認し、契約締結します。

無料

2 専門員が訪問

職員が訪問し、お話しをお伺いします。



3 面談・調査

事業内容を説明し、ご本人の必要とされるサービスをご相談します。

6 サービス開始

生活支援員が支援計画に基づいてサービスを提供します。

有料

※契約終了について 契約期間の終了の他、次の場合には解約となります。

- 利用者から解約の申し出があったとき
- 転居などで支援が受けられなくなったとき
- 利用者の意思を確かめることができなくなったとき

専門員とは

相談を受けて訪問し、本人の意思をもとに支援計画を作成し、契約を締結します。また、支援計画については定期的に訪問し、サービスの実施状況を確認します。



生活支援員とは

支援計画にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

利用料

- 1回（1時間程度）の利用の場合

利用料金 1,500円

(生活保護を受けている方は、補助されるので無料です。)

- 書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合

貸金庫利用料金の実費

成年後見制度（任意後見）

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所など身上に関する事務を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

利用するには

本人と将来代理人として法律行為をしてもらう人（任意後見受任者）で、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見監督人選任の申立てができる人は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者で、本人の住所地の家庭裁判所に、任意後見監督人選任の申立てを行います。

任意後見人ができること

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。（同意権、取消権は与えられません。）

報酬について

任意後見人の報酬は、本人と任意後見受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

任意後見契約に必要な書類と金額…公証役場で作成

- (1) 公正証書作成の基本手数料（11,000円）
 - (2) 登記嘱託手数料（1,400円）
 - (3) 法務局に納付する印紙代（2,600円）
 - (4) その他、正本謄本作成手数料及び登記郵送用の切手代等
 - (5) 添付書類
 - ①本人 ・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各1通（発行後3ヶ月以内のもの）、実印
 - ②任意後見受任者 ・印鑑登録証明書、住民票各1通（発行後3ヶ月以内のもの）、実印
- ※内容によって、土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合もあります。
※金額等については、あくまでも目安なので、詳細は公証役場・家庭裁判所にお問い合わせください。



任意後見監督人選任の審判に必要な書類と金額…家庭裁判所に提出

- (1) 収入印紙（800円）
 - (2) 郵便切手（3,200円程度）
 - (3) 法務局に納付する印紙代（1,400円）
 - (4) 添付書類
 - 任意後見契約公正証書の写し、それ以外は法定後見と同じです。
- ※金額等については、あくまでも目安なので、詳細は公証役場・家庭裁判所にお問い合わせください。

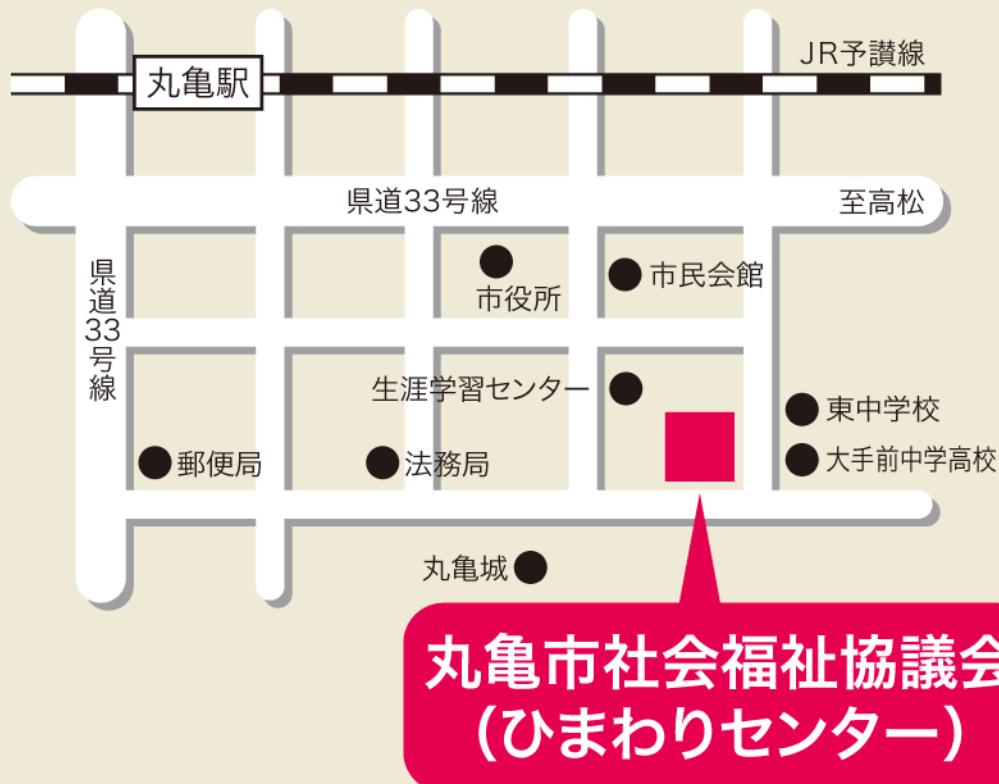


成年後見制度に関する 相談機関のごあんない



お問い合わせ先	所 在 地	電話番号
後見センター まるがめ	〒763-0034 丸亀市大手町2-1-7 (丸亀市社会福祉協議会)	0877-22-5700
高松家庭裁判所	〒760-8585 高松市丸の内2-27	087-851-1903
高松家庭裁判所 丸亀支部	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	0877-23-5184
丸亀公証役場	〒763-0024 丸亀市塩飽町7-2 (県信ビル5階)	0877-23-4734
丸亀市高齢者支援課 地域包括支援センター	〒763-0034 丸亀市大手町2-1-7	0877-24-8933
丸亀市福祉課 厚生担当	〒763-8501 丸亀市大手町2-3-1	0877-24-8805
香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693
リーガルサポートかがわ (香川県司法書士会)	〒760-0022 高松市西内町10-17	087-821-5701
香川県社会福祉士会 (ぱあとなあ香川)	〒762-0084 丸亀市飯山町上法軍寺 2611	0877-98-0854
四国税理士会 成年後見支援センター	〒760-0017 高松市番町2-7-12	087-823-3733





お問い合わせ・ご相談は

**社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
後見センターまるがめ**

〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番7号

TEL : 0877-22-5700

FAX : 0877-23-8110

メールアドレス : info@marugame-shakyo.or.jp

受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分 (月～金)

(土・日・祝祭日・年末年始はお休みです)

